○国家公安委員会規則第十一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会個人情報管理規則及び国家公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国家公安委員会委員長　二之湯　智

国家公安委員会個人情報管理規則及び国家公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

（国家公安委員会個人情報管理規則の一部改正）

第一条　国家公安委員会個人情報管理規則（平成十七年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（目的） **第一条**　この規則は、国家公安委員会が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。 （定義） **第二条**　この規則において「保有個人情報」とは、法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。 ２　［略］ （漏えい等発生時の措置） **第八条**　警察庁職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちにその旨を総括個人情報管理者に報告するものとする。 ２　総括個人情報管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を国家公安委員会に報告するとともに、その原因を調査するものとする。 ３　総括個人情報管理者は、第一項の規定により報告を受けた漏えい等が法第六十八条第一項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を国家公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第二項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。 ４　前項に定めるもののほか、総括個人情報管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第二項の規定による調査の結果に基づき保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講じるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を国家公安委員会に報告するものとする。	（目的） **第一条**　この規則は、国家公安委員会が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。 （定義） **第二条**　この規則において「保有個人情報」とは、法第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。 ２　［同上］ （事故発生時等の措置） **第八条**　警察庁職員は、漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちにその旨を総括個人情報管理者に報告するものとする。 ２　総括個人情報管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかにその原因を調査するものとする。 ［項を加える。］ ３　総括個人情報管理者は、事故の発生又は再発の防止に資するため、前項の調査の結果に基づき、保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講じるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国家公安委員会審査請求手続規則の一部改正）

第二条　国家公安委員会審査請求手続規則（平成二十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（審理官に関する規定の適用除外等） **第二十八条**　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条第一項に規定する審査請求及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百四条第一項に規定する審査請求（次項において「行政機関情報公開法等に関する審査請求」という。）については、第三条、第十条第二項、第十一条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は、適用しない。	（審理官に関する規定の適用除外等） **第二十八条**　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条第一項に規定する審査請求及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条第一項に規定する審査請求（次項において「行政機関情報公開法等に関する審査請求」という。）については、第三条、第十条第二項、第十一条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は、適用しない。